

鳥取市地域福祉計画作成委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 鳥取市地域福祉計画の策定等に当たり、広く市民の意見を反映するため、鳥取市地域福祉計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「法」という。）第107条に定める鳥取市地域福祉計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 前号の計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項。

（組織）

第3条 委員会は、20名以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 地域福祉支援団体の代表者
- (4) 地域福祉市民活動団体の代表者
- (5) 地域福祉活動を行う法人の代表者
- (6) 地域福祉関係機関の職員
- (7) 公募市民
- (8) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度から3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会）

第6条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括し、代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

第1回作成委員会資料（30.05.29）

（事務局）

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を福祉部地域福祉課に置く。

（その他）

第9条 この要綱の各規定の施行に当たっては、鳥取市地域福祉計画と鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の鳥取市地域福祉活動計画の策定等が一体的に行われるよう、市社協との協議を踏まえ、又は連携して行う。

2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

（招集の特例）

2 委員長が選任されていない場合に開かれる会議は、第7条の規定に関わらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日から適用する。

鳥取市地域福祉活動計画作成委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 鳥取市地域福祉活動計画の策定等に当たり、広く市民の意見を反映するため、鳥取市地域福祉活動計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 鳥取市地域福祉活動計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 前号の計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項。

（組織）

第3条 委員会は、20名以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 地域福祉支援団体の代表者
- (4) 地域福祉市民活動団体の代表者
- (5) 地域福祉活動を行う法人の代表者
- (6) 地域福祉関係機関の職員
- (7) 公募市民
- (8) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度から3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会）

第6条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総括し、代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第1回作成委員会資料（30.05.29）

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を地域福祉課に置く。

（その他）

第9条 この要綱の各規定の施行に当たっては、鳥取市地域福祉活動計画と鳥取市（以下「市」という。）の鳥取市地域福祉計画の策定等が一体的に行われるよう、市との協議を踏まえ、又は連携して行う。

2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

（招集の特例）

2 委員長が選任されていない場合に開かれる会議は、第7条の規定に関わらず、会長が招集する。